

<中央銀行パネル>

法制度からみた中央銀行の独立性

学習院大学 神田秀樹

<報告要旨>

新日銀法は、1996年に内閣総理大臣の私的研究会として設置された「中央銀行研究会」の報告書で示された基本方針とその後の金融制度調査会の「日本銀行法改正小委員会」での審議を経て1997年にとりまとめられた金融制度調査会の「日本銀行法の改正に関する答申」に基づいて、旧日銀法の改正法案が政府提出法案として国会に提出され、それが1997年6月に成立したものである。

日本銀行の目的、独立性、そして政府との関係は、憲法65条との関係も含めて、中央銀行研究会および日本銀行法改正小委員会の場においても、もっとも議論が白熱した論点であった。議論のポイントは、金融政策の最終的な責任は誰に帰着するかということと、金融政策の決定について中央銀行の独立性を認める場合に、あらゆる権力から独立した絶対的な独立性ということはあるかないか、どのような独立性が適切かということの2点にあった。これらの点についての新法の考え方は、憲法のもとで日本銀行の独立性をできるかぎり確保し、金融政策に係る意思決定は日本銀行の政策委員会が最終的に行うとともにその責任を負うとするものである。

このような新日銀法の趣旨が実際に生かされてきたか否かは、制度の実際の運用に依存する面が大きい。とくに、この20年間に非伝統的な金融政策が採用されるに至り、金融政策は新しい時代に入ったとすることができるが、このような新しい金融政策の具体的な措置の決定と運用にあたって、中央銀行の独立性は一層その重要性を増してきているように感じられる。

しかしながら、中央銀行の法制度上の独立性と実際の金融政策の成功との間にどのような関係が見られるのかについては、これまで必ずしも明らかにされてきているわけではなく、なお今後の検証にゆだねられている点が多いように思われる。

本報告では、新日銀法の経緯と主要な規定を概観し、新日銀法が確保した中央銀行の独立性がその後の金融政策に係る決定と具体的な政策手段の実施においてどのような意味を有したのか、中央銀行の独立性ということが、とくに政府および政治との関係において、実際の新日銀法のもとでの中央銀行の運営においてどのような意味をもったといえるかについて、制度上の理屈と実際との距離という観点から筆者が気が付いたいくつかのポイントと将来に向けての課題を提示することとしたい。